

国内希少野生動植物種の提案制度について

1. これまでの実施状況

(1) 背景

①平成 25 年 6 月の種の保存法改正法時の衆参両議院の附帯決議

- ・「保全戦略」に希少野生動植物種の指定に関する国民による提案の方法及び政府による回答の方法等を明記すること
- ・希少野生動植物種等の指定に関して、国民による指定提案制度の法定を検討すること

②平成 26 年 4 月策定「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」に明記

- ・国民からの提案を、規制が必要な根拠とともに受け付ける体制を整備する。
- ・具体的には、環境省のホームページにおいて、提案にあたっての様式や提案の受付時期等の詳細を示すこととする。
- ・得られた提案は、適切な情報管理を行ったうえで、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会に諮り、指定の候補種を検討することとする。

(2) 実施方法

平成 26 年 9 月より、環境省のホームページにて提案の募集を開始。提案は随時受け付け、各年度 11 月末までに受け付けた提案を翌年度に検討。

【提案書の記載内容】

- ・種名及び学名
- ・分布・生息の状況（根拠書類を添付）
- ・減少要因
- ・提案の理由
- ・希少野生動植物種保存基本方針との合致
- ・保全取組の現状及び今後の予定
- ・その他

得られた提案種については専門家による非公開の検討会で指定の適否を検討のうえ、必要に応じて指定。提案種のうち指定した種数や指定不要と考えられる種数等を中環審自然環境部会野生生物小委員会で報告。

(3) これまでの募集及び指定検討結果

これまでに計 49 種の提案があり、うち 17 種は既に国内希少野生動植物種に指定し、1 種は今年度の指定を予定。残る 31 種のうち 7 種は絶滅のおそれが高いことから現時点では指定しない方針としており、それ以外の 24 種については引き続き検討。（詳細は資料 3 - 4 の通り）

2. 平成 29 年度種の保存法改正に伴う変更点

①改正法において、国内希少野生動植物種に係る提案の募集を位置づけ

【種の保存法（抜粋）】

第六条 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針（以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（略）

三 国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項

（略）

5 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二項第三号に規定する提案の募集を行うものとする。

【種の保存法施行規則（抜粋）】

第一条の四 法第六条第五項の規定による提案の募集は、少なくとも毎年度一回、当該提案の募集のための相当な期間を定めて行うものとする。

2 環境大臣は、前項の期間をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

【同法改正時の衆参両議院の附帯決議（抜粋）】

二 生息地等保護区の指定や保護増殖事業計画の策定についても、現場で実際に保全に取り組む団体等からの提案を受け入れる制度の法定化を検討するとともに、これら国民からの提案を踏まえ、科学委員会は、種指定の優先度と個体数回復などの目標、必要な保護増殖事業計画、生息地等保護区などを適切に具申すること。

②平成 30 年 4 月に変更した基本方針に追記

第三 国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項

1 募集する提案の内容

絶滅危惧種の保存を多様な主体と連携しつつ推進する観点から、国内希少野生動植物種に係る提案を広く国民から募集する。なお、次の事項について記載された提案について、国内希少野生動植物種の選定又は解除に係る検討対象として受け付ける。

ア 国内希少野生動植物種（特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種を含む。）として新たに選定すべき種又は国内希少野生動植物種から解除すべき種の和名及び学名

イ 当該種に関する基礎情報及び現在の生息・生育状況

ウ 当該種を選定又は解除すべきとする理由及びその根拠

エ 当該種に係る保存のための取組の現状と予定

オ 新たに選定すべき種について、選定後に効果的と考えられる保存施策

2 提案の取扱い

受け付けた提案については、適切な情報管理の下、当該種の減少要因や、種の保存のための規制及び施策を実施することの効果などについて、当該種の生態的特性などについて専門の学識経験を有する者の意見を聴き、当該種の選定又は解除をすべきかを検討する。また、対象種の存続に支障を来す場合等を除き、可能な範囲で検討経緯等を公表する。

3. 法改正を踏まえた実施方法（案）

（1）提案募集制度の大枠について

- ・基本的にはこれまでの提案募集制度を踏襲する。
- ・変更された基本方針に沿って、「新たに選定すべき種について、選定後に効果的と考えられる保存施策」の項目を追加。
- ・特定第一種への変更など、カテゴリの変更についても提案できるようにする。
- ・これまでに提案のあった種のうち引き続き検討としているものについては新たな体制で検討を継続する。

（2）情報の公開及び取扱いについて

- ・基本方針において「対象種の存続に支障を来す場合等を除き、可能な範囲で検討経緯等を公表する。」とされていることから、科学委員会に先立って当該種の生態的特性などについて専門の学識経験を有する者の意見を聴いて検討した結果の概要については、対象種の存続に支障を来す場合等を除き公開する。
- ・具体的には、国民からの提案種に対する意見については、駆け込み捕獲等（特に捕獲・採集圧が確認されている種）の問題が生じないように、分布情報等については伏せた上で公開とすることとする。また、専門の学識経験を有する者の意見を聴いて検討した際に当該年度の候補種として選定されなくとも今後指定の可能性があり引き続き検討とした種については、同様の問題が生じないように種名等の種の特定に繋がる情報は非公開とする。

（3）具体的な募集方法及び選定検討の流れについて

- ・環境省のウェブサイトにおいて募集。具体的な募集の様式（案）は資料3－3別添1参照。
- ・提案は随時受け付け、各年度12月末までに受け付けた提案を翌年度に検討。ただし、今年度については、科学委員会の開催時期の関係から、2月末までに到着した提案について翌年度に検討することとする。
- ・検討結果を選定検討会に提示し、選定検討会において検討の上、その結果概要を科学委員会に提示し、意見を聴取する。選定検討にあたっての流れについては、資料3－3別添2参照。

国内希少野生動植物種の選定又は解除に関する提案書

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第6条第2項第5号に基づき、第4条第3項に基づく国内希少野生種の 選定 解除 について、次のとおり提案します。

平成 年 月 日

提案者の氏名：

(団体の場合は団体名、部署名、担当者名)

郵便番号・住所：

電話番号：

環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室長 殿

選定又は解除を提案する種の和名及び学名	
選定又は解除を提案する国内希少野生動植物種の種類	<input type="checkbox"/> 新規選定 <input type="checkbox"/> 国内希少野生動植物種（特定第一種及び特定第二種を除く。） <input type="checkbox"/> 特定第一種国内希少野生動植物種 <input type="checkbox"/> 特定第二種国内希少野生動植物種 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 国内希少野生動植物種（特定第一種及び特定第二種を除く。） <input type="checkbox"/> 特定第一種国内希少野生動植物種 <input type="checkbox"/> 特定第二種国内希少野生動植物種 (現在の種類： <input type="checkbox"/> 国内種 <input type="checkbox"/> 特定第一種 <input type="checkbox"/> 特定第二種) <input type="checkbox"/> 解除 (現在の種類： <input type="checkbox"/> 国内種 <input type="checkbox"/> 特定第一種 <input type="checkbox"/> 特定第二種)
当該種に関する基礎情報及び現在の生息・生育状況	<基礎情報（分布、生息・生育環境、生活史等）> <現在の生息・生育の状況>

<p>当該種を選定又は解除すべきとする理由及びその根拠</p>	<p><理由></p> <p><根拠></p>
<p>当該種に係る保存のための取組の現状と予定</p>	
<p>新たに選定すべき種について、選定後に効果的と考えられる保存施策</p>	
<p>希少野生動植物種保存基本方針との合致</p>	<p><input type="checkbox"/> 第2. 1. (1) _____に該当</p> <p><input type="checkbox"/> (特定第一種の場合) 上記に加え、第2. 3に該当</p> <p><input type="checkbox"/> (特定第二種の場合) 上記に加え、第2. 4に該当</p>
<p>その他</p>	

(備考)

1 添付書類

- ・選定又は解除を提案する種の現在の生息・生育状況（分布、個体数、繁殖等）を示す根拠書類

2 注意

- (1) 「選定又は解除を提案する種の和名及び学名」欄には、最新の環境省レッドリストに掲載された和名及び学名を記入すること。なお、国内希少野生動植物種に選定するためには和名及び学名が必須であることから、環境省レッドリストに掲載されていない種を提案する場合は、当該種の和名及び学名が示されている根拠文献を添付すること。
- (2) 「選定又は解除を提案する国内希少野生動植物種の種類」欄には、新規選定、変更、解除のいずれかを選択し、さらに国内希少野生動植物種の種類を記入すること。
- (3) 「当該種に関する基礎情報及び現在の生息・生育状況」欄には、選定又は解除を提案する種の全国的な分布状況や、生息・生育環境、生活史等を記入するとともに、現在の生息・生育地の環境や推定生息・生育個体数等の生息・生育状況を記入すること。
- (4) 「当該種を選定又は解除すべきとする理由及びその根拠」欄には、提案の理由（生存を脅かす要因）やその必要性、根拠となる文献等を具体的に記入すること。
- (5) 「当該種に係る保存のための取組の現状と予定」欄には、現在実施されている保存のための取組及び将来的に実施が予定されている保存のための取組について、その具体的な内容と実施主体を記入すること。なお、必要に応じて、取組内容の詳細を示す書類を添付すること。
- (6) 「新たに選定すべき種について、選定後に効果的と考えられる保存施策」欄には、当該種の選定と併せて実施すべき保存施策について、その具体的な内容を記入すること。その際、把握している情報がある場合には、規制や事業が行われるべき場所の土地所有及び土地所有者の了解の見込み、事業の実施者の見込み等を可能な範囲で記入すること。なお、必要に応じて、保存施策の詳細を示す書類を添付すること。
- (7) 「希少野生動植物種保存基本方針との合致」欄には、希少野生動植物種保存基本方針の第2 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項、1 国内希少野生動植物種、(1)に記載されている判断基準に関して、選定を提案する種に合致している要件（ア～エ）を全て記入すること。また、特定第一種国内希少野生動植物種又は特定第二種国内希少野生動植物種を提案する場合には、それぞれ上記に加えて基本的な事項の3又は4に合致するか否かを記入すること。
- (8) 「その他」欄には、選定を提案する種の商業的な流通状況、生息地及びその周辺の土地所有、土地利用及び開発規制等の参考となる情報に関して、把握している情報があれば記入すること。また、選定を提案する種の写真があればあわせて添付すること。

3 参考(希少野生動植物種保存基本方針(平成30年4月17日環境省告示第38号)(抜粋))

第2 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

1 国内希少野生動植物種

- (1) 国内希少野生動植物種については、その本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種(亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)で、以下のいずれかに該当するものを選定(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号。以下、第八を除き「法」という。)に基づく指定ではなく、同法に基づき指定すべき種の選定を指す。以下同じ。)する。
 - ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
 - イ 全国の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種
 - ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種
 - エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種
- (2) 国内希少野生動植物種の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 外来種は、選定しないこと。
 - イ 従来から本邦にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと。
 - ウ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定すること。

3 特定第一種国内希少野生動植物種

特定第一種国内希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種のうち、商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種を選定する。ただし、その国内希少野生動植物種が、ワシントン条約附属書Iに掲載された種(我が国が留保している種を除く。)又は渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種に該当する場合には、商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種であっても、特定第一種国内希少野生動植物種には選定しない。

4 特定第二種国内希少野生動植物種

特定第二種国内希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種のうち、次のいずれにも該当するものを選定する。

- ア 第2. 1(1)イ又はウに該当する種
- イ その存続に支障をきたす程度に個体数が著しく少ないものでない種
- ウ 生息・生育の環境が良好に維持されていれば、繁殖による速やかな個体数の増加が見込まれる種
- エ ワシントン条約附属書Iに掲載された種(我が国が留保している種を除く。)及び渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種以外の種

国内希少野生動植物種の選定又は解除に関する提案書

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第6条第2項第5号に基づき、第4条第3項に基づく国内希少野生種の 選定 解除 について、次のとおり提案します。

平成 年 月 日

提案者の氏名：

(団体の場合は団体名、部署名、担当者名)

郵便番号・住所：

電話番号：

環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室長 殿

選定又は解除を提案する種の和名及び学名	
選定又は解除を提案する国内希少野生動植物種の種類	<input type="checkbox"/> 新規選定 <input type="checkbox"/> 国内希少野生動植物種（特定第一種及び特定第二種を除く。） <input type="checkbox"/> 特定第一種国内希少野生動植物種 <input type="checkbox"/> 特定第二種国内希少野生動植物種 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 国内希少野生動植物種（特定第一種及び特定第二種を除く。） <input type="checkbox"/> 特定第一種国内希少野生動植物種 <input type="checkbox"/> 特定第二種国内希少野生動植物種 (現在の種類： <input type="checkbox"/> 国内種 <input type="checkbox"/> 特定第一種 <input type="checkbox"/> 特定第二種) <input type="checkbox"/> 解除 (現在の種類： <input type="checkbox"/> 国内種 <input type="checkbox"/> 特定第一種 <input type="checkbox"/> 特定第二種)
当該種に関する基礎情報及び現在の生息・生育状況	<基礎情報（分布、生息・生育環境、生活史等）> <現在の生息・生育の状況>

(備考)

1 添付書類

- ・選定又は解除を提案する種の現在の生息・生育状況（分布、個体数、繁殖等）を示す根拠書類

2 注意

- (1) 「選定又は解除を提案する種の和名及び学名」欄には、最新の環境省レッドリストに掲載された和名及び学名を記入すること。なお、国内希少野生動植物種に選定するためには和名及び学名が必須であることから、環境省レッドリストに掲載されていない種を提案する場合は、当該種の和名及び学名が示されている根拠文献を添付すること。
- (2) 「選定又は解除を提案する国内希少野生動植物種の種類」欄には、新規選定、変更、解除のいずれかを選択し、さらに国内希少野生動植物種の種類を記入すること。
- (3) 「当該種に関する基礎情報及び現在の生息・生育状況」欄には、選定又は解除を提案する種の全国的な分布状況や、生息・生育環境、生活史等を記入するとともに、現在の生息・生育地の環境や推定生息・生育個体数等の生息・生育状況を記入すること。
- (4) 「当該種を選定又は解除すべきとする理由及びその根拠」欄には、提案の理由（生存を脅かす要因）やその必要性、根拠となる文献等を具体的に記入すること。
- (5) 「当該種に係る保存のための取組の現状と予定」欄には、現在実施されている保存のための取組及び将来的に実施が予定されている保存のための取組について、その具体的な内容と実施主体を記入すること。なお、必要に応じて、取組内容の詳細を示す書類を添付すること。
- (6) 「新たに選定すべき種について、選定後に効果的と考えられる保存施策」欄には、当該種の選定と併せて実施すべき保存施策について、その具体的な内容を記入すること。その際、把握している情報がある場合には、規制や事業が行われるべき場所の土地所有及び土地所有者の了解の見込み、事業の実施者の見込み等を可能な範囲で記入すること。なお、必要に応じて、保存施策の詳細を示す書類を添付すること。
- (7) 「希少野生動植物種保存基本方針との合致」欄には、希少野生動植物種保存基本方針の第2 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項、1 国内希少野生動植物種、(1)に記載されている判断基準に関して、選定を提案する種に合致している要件（ア～エ）を全て記入すること。また、特定第一種国内希少野生動植物種又は特定第二種国内希少野生動植物種を提案する場合には、それぞれ上記に加えて基本的な事項の3又は4に合致するか否かを記入すること。
- (8) 「その他」欄には、選定を提案する種の商業的な流通状況、生息地及びその周辺の土地所有、土地利用及び開発規制等の参考となる情報に関して、把握している情報があれば記入すること。また、選定を提案する種の写真があればあわせて添付すること。

3 参考(希少野生動植物種保存基本方針(平成30年4月17日環境省告示第38号)(抜粋))

第2 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

1 国内希少野生動植物種

- (1) 国内希少野生動植物種については、その本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種(亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)で、以下のいずれかに該当するものを選定(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号。以下、第八を除き「法」という。)に基づく指定ではなく、同法に基づき指定すべき種の選定を指す。以下同じ。)する。
 - ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
 - イ 全国の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種
 - ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種
 - エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種
- (2) 国内希少野生動植物種の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 外来種は、選定しないこと。
 - イ 従来から本邦にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと。
 - ウ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定すること。

3 特定第一種国内希少野生動植物種

特定第一種国内希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種のうち、商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種を選定する。ただし、その国内希少野生動植物種が、ワシントン条約附属書Iに掲載された種(我が国が留保している種を除く。)又は渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種に該当する場合には、商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種であっても、特定第一種国内希少野生動植物種には選定しない。

4 特定第二種国内希少野生動植物種

特定第二種国内希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種のうち、次のいずれにも該当するものを選定する。

- ア 第2. 1(1)イ又はウに該当する種
- イ その存続に支障をきたす程度に個体数が著しく少ないものでない種
- ウ 生息・生育の環境が良好に維持されていれば、繁殖による速やかな個体数の増加が見込まれる種
- エ ワシントン条約附属書Iに掲載された種(我が国が留保している種を除く。)及び渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種以外の種

国民からの提案種の選定検討の流れ

